

六夜新業、夜間各一、日給一、一割、増給、
 六夜新業、夜間各一、日給一、一割、増給、
 七夜新業、夜間各一、日給一、一割、増給、
 八夜新業、夜間各一、日給一、一割、増給、
 九夜新業、夜間各一、日給一、一割、増給、
 (1) 機械使用者、時ニ手袋石綿ヲ支給ス
 (2) 便所、掃除、私工ニ付シ、ハハコト
 (3) 食堂、俸ハ従前通り
 (4) 技術者ニ付シ、賃銀値下ハ不明
 (5) 今因テ争議ニ付シ、鐵性左ノ由チ、
 (6) 争議中、日給ハ、金五拾圓、支給スルコト
 (7) 争議中、日給ハ、金五拾圓、支給スルコト
 (8) 但シ前分内賃金指スルヲ管ハセ、
 (9) 但シ前分内賃金指スルヲ管ハセ、
 (10) 但シ前分内賃金指スルヲ管ハセ、

昭和六年六月九日

三所前山合資会社
 代表者 眞
 代表者 眞
 代表者 眞
 内田重藏
 高田仲次郎
 外三名

次上

年 6. 6. 9
 2587

労働第二二二二号

昭和六年六月五日 警視總監 高橋守雄

内務大臣 安達謙藏殿
 社会局長 官殿

鈴木精製綿工場労働争議ニ関スル件

發生六二 解決
 使用労働者二人
 争議参加者二人
 関係労働組合

要旨 職工側ハ待遇改善ノ要求シテ罷業ニ移リ、
 所轄署員ノ斡旋ニヨリ解決ス

記工場ニ労働争議發生セルモ間ニナク解決セリ其ノ經過左、

完

一 争議發生ノ場所村下高田町高田七九四康生舎鈴木工場
 二 事業主側
 名 称 鈴木精製綿製造所